

議事日程 (第3号)

平成19年 3月 9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第18号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 第19号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例
(日程第1～日程第2 質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第20号議案 中間市造林保護条例を廃止する条例
(日程第3 質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第32号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
(日程第4 質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第33号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正す
る条例
- 日程第 6 第34号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例
(日程第5～日程第6 質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第21号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第1号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 9 第2号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第
4号)
- 日程第10 第3号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
3号)
- 日程第11 第4号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
3号)
- 日程第12 第5号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第13 第6号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
3号)
- 日程第14 第7号議案 平成18年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第8～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第15 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
5 番 古野 嘉久君	6 番 青木 孝子君
7 番 久好 勝利君	8 番 井上 太一君
9 番 岩崎 三次君	10 番 堀田 英雄君
11 番 井上 久雄君	12 番 湯浅 信弘君
13 番 掛田るみ子君	14 番 香川 実君
15 番 上村 武郎君	16 番 岩崎 悟君
17 番 佐々木正義君	18 番 米満 一彦君
19 番 下川 俊秀君	20 番 片岡 誠二君
21 番 杉原 茂雄君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	助役 ……………	山崎 義弘君
教育長 ……………	船津 春美君	市民経済部長 ……	萩原 一秋君
保健福祉部長 ……	田中 茂徳君	建設部長 ……………	行徳 幸弘君
教育部長 ……………	左京 邦彦君	上下水道局長 ……	小南 哲雄君
市立病院事務長 ……	貞末 伸作君	消防長 ……………	長谷川邦彦君
総務部参事 ……………	前原 光博君	秘書課長 ……………	田中 久光君
経営企画課長 ……	白尾 啓介君	財政課長 ……………	牧野 修二君
総務課長 ……………	中野 諭君	経済振興課長 ……	増田令次郎君
介護保険課長 ……	成富 隆俊君	健康増進課長 ……	中尾三千雄君
管理課長 ……………	栢野 広行君	下水道課長 ……	佐藤 満洋君
教育総務課長 ……	中村信一郎君	市立病院課長 ……	藤井 紀生君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川	博君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 第18号議案

日程第2. 第19号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第18号議案及び日程第2、第19号議案の条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第18号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 第20号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、第20号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第20号議案中間市造林保護条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第32号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第32号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についての議案に、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

後期高齢者医療制度の創設は、昨年（平成26年）の第164国会で、自民党、公明党の賛成で可決、成立した医療制度改革法の一部で、そのほかに70歳から74歳までの患者負担を現行の1割負担を2割負担に引き上げる。70歳以上の療養病床入院患者の食費と居住費の負担を増やす。長期入院の高齢者が多い療養病床を現在38万床を23万床減らして、15万床にするなどの制度改悪が行われました。

後期高齢者医療制度は、県の広域連合で運営されるため、新しい組織ができないと、具体的なことはわからないとの理由から、その中身がほとんど知らされていません。なお、広域連合での運営は、介護保険のように想定していない、さまざまな問題の発生が危惧される場所です。それでも、それぞれの議会で賛否を問うというのですから、随分と乱暴な話です。

しかしながら、国会における議論を通じて、後期高齢者医療制度の許しがたい内容が、既に明らかになっています。後期高齢者は、国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立した保険がつくられるため、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料を取られることとなります。徴収方法は、年金からの天引きです。年金からの天引き対象は、年金額1万5,000円以上となっています。

この制度は、都道府県単位の広域連合で運営され、保険料も都道府県ごとに異なりますが、全国平均額は7万2,000円程度と見込まれています。福岡県では、それよりかなり高くなりそうです。多くの高齢者が、介護保険料と合わせ、毎月約1万円を年金から天引きされることとなります。

制度を運営するための財源は、後期高齢者の保険料で1割、他の医療保険からの支援金が4割、公費5割という割合に、当面なっていますが、後期高齢者の保険料は2年ごとに改定され、後期高齢者の数が増えるのに応じて、財源割合が引き上がる仕組みになっています。

この制度のもとでは、後期高齢者の医療費が増えるたびに、保険料値上げか、医療内容の切り下げかという、どちらをとっても痛みしかない選択を後期高齢者が迫られることとなります。

保険料の滞納者には、国保と同じく短期保険証や資格証明書が発行されます。従来、後期高齢者は障害者や被爆者などと同じように、短期保険証や資格証明書を発行してはならないとされてきました。医療保険なしで生きていけない弱者から保険証を取り上げる情け

容赦のない制度です。

また、この制度では、現役世代と後期高齢者は、診療報酬も別立てとなります。後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げ、医療内容を切り縮める、高齢者差別医療が公然と行えるようになります。

現役労働者が払う保険料も、現役世代の医療費に使われる一般保険料と、高齢者医療の支援に使われる特定保険料に分けられ、給与明細などに、それが明示されることとなります。ここにも、現役世代と高齢者の分断をねらう手法が貫かれています。

これほどまでに過酷な医療制度の創設には、たび重なる財界からの圧力があります。これまで財界は、現役世代と高齢者が同じ医療保険に加入し、各保険者が労使折半の拠出金を出し合って、高齢者医療を支える現行制度に異議をとらね、高齢者医療を現役世代の保険から分離せよと、たびたび要求してきました。この制度は、こうした財界の要求に応えるものです。

さらに財界は、支援金の企業負担をなくして労働者負担のみとし、公費には、消費税を充てよと要求しています。新制度は、財界の要求に沿って企業負担を減らし、大企業の拠出のない高齢者医療制度をつくる第一歩であります。

長年働き、苦勞しながら、何とか長生きできたと喜びたい高齢者に惨めな思いをさせ、年寄り早く死ねと言わんばかりの後期高齢者医療制度に反対します。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第32号議案福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第33号議案

日程第6. 第34号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第5、第33号議案及び日程第6、第34号議案の条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第33号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第21号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、第21号議案中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

本条例は、平成17年の地方公務員法改正により、それぞれの任命権者は、条例で定めるところにより、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務、研修等人事行政の運営の状況を市長に報告すること。また、公平委員会は、毎年、勤務条件に関する措置

の要求の状況及び不利益処分に関する不服申し立ての状況を市長に報告し、報告を受けた市長は報告を取りまとめ、その概要を公表することと規定されたことに伴い、提案されているものです。

執行部から、職員の給与状況等については現在も公表を行っていますが、今後はこの条例に基づいて公表を行うこととなります、との説明がありました。

最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第21号議案中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 第1号議案

日程第 9. 第2号議案

日程第10. 第3号議案

日程第11. 第4号議案

日程第12. 第5号議案

日程第13. 第6号議案

日程第14. 第7号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第8、第1号議案から日程第14、第7号議案までの平成18年度補正予算7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案平成18年度中間市一

一般会計補正予算（第5号）のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

今回の補正予算は、最終補正予算となりますことから、事業の確定等に伴います調整が主なもので、予算の総額は3億6,580万円で一般会計の総額を171億6,080万円とするものです。

まず、歳入の主なものとしては、市税では、固定資産税や市たばこ税の減額で総額3,030万円が減額されています。

また、地方交付税では、普通交付税の追加交付により1,970万円が増額、特別交付税は、失業対策事業の終息に伴う経費の交付税対象分等として1億1,600万円が増額されています。

市債では、事業の確定に伴う増額や、教育施設整備事業債などの追加補正を合わせて総額2億1,320万円が増額されています。

次に、歳出の主なものとしては、教育費において、底井野小学校の耐震診断と耐震補強工事を実施するための耐震診断業務委託料及び耐震改修工事実施設計委託料等の経費として1,300万円、校舎耐震改修工事費として5,700万円が計上されています。さらに、底井野小学校では、トイレの改修工事と下水道幹線への接続工事についてもあわせて行い、その経費は3,200万円が計上されています。

なお、これらの経費は、平成19年度へ繰越事業となり、財源についても、すべて国の補助金と地方債で賄われることになっています。

次に、事業費の確定に伴う、一般会計から各特別会計への繰出金の調整では、国保会計に4,970万円の増額、老人保健会計に180万円が増額され、介護保険会計では2,210万円が減額されています。

以上の審査の後、最後に採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第1号議案、第2号議案並びに第5号議案から第7号議案の補正予算5件につきまして、民生経済委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入では民生費国庫負担金において、知的障害者施設支援費負担金6,400万円、生活保護費負担金8,000万円がそれぞれ減額されております。また、知的障害者自立支援給付費負担金として4,700万円の増額がなされております。

民生費国庫補助金では、身体障害者在宅福祉事業費補助金1,000万円の減額がなされ、県負担金においては、国民健康保険基盤安定負担金1,700万円の増額が主なものです。

次に、歳出の主なものは、民生費では、特別会計国民健康保険事業繰出金4,900万円を増額し、生活保護費の扶助費に1億400万円が減額されております。

また、児童福祉施設入所扶助費として私立保育所運営費3,800万円、児童手当扶助費1,100万円が、それぞれ減額されております。身体障害者福祉費、知的障害者福祉費の扶助費等については、今回の最終補正予算で調整がなされ、減額予算となっております。

次に、特別会計国民健康保険事業補正予算につきましては、歳出の主なものは、諸支出金のうち償還金700万円の増額、歳入については、国民健康保険税2,800万円が増額され、諸収入の歳入欠陥補てん収入に6,800万円の減額や、繰入金に4,900万円が増額されております。本年度の一般会計からの繰入金総額は4億5,300万円であります。歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ62億3,000万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、総務費として、償還金180万円を計上し、歳入については、一般会計からの繰入金180万円を増額し、歳入歳出180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億600万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、まず、保険事業勘定の歳出の主なものは、保険給付費として、地域密着型介護サービス給付費8,000万円、介護予防サービス給付費4,100万円が、それぞれ減額されております。また、この減額につきましては、当初の見込みより給付が少なかったことから減額しております。

歳入では、保険給付費の減額に伴い、国庫支出金4,600万円、支払基金交付金5,200万円が、それぞれ減額されております。

以上により、保険事業勘定と介護サービス事業勘定合わせて1億4,900万円を減額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ30億5,600万円となっております。

最後に、病院事業会計補正予算につきましては、まず、収益的収入及び支出において主なものは、病院事業収益では医業収益に1億3,000万円の減額補正がなされ、その主なものは入院収益1億3,000万円の減額や、医業外収益では、患者外給食収益300万円が減額されております。これは、当初予定していた入院及び外来患者数の減少と診療報酬のマイナス改定等によるものです。

また、特別利益に3,500万円が増額され、その内容といたしましては、福岡県市町村職員退職手当組合加入に伴う退職給与引当金の使用目的がなくなることから、引当金を特別利益に2,500万円と、シニアプラン事業返還金に1,000万円をそれぞれ増額し

ております。

支出では、医業費用に9,600万円の減額がなされ、その主なものは、医師の人事異動等による給与費8,000万円の減額や、修繕費等の経費として1,600万円が、それぞれ減額されております。その主な理由として、医師の人事異動による、給与費の減額及び患者数減少に伴う経費の減額です。

また、特別損失に100万円減額補正をしております。これは過年度分の診療報酬確定に伴うものです。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。それぞれ採決いたしました結果、全議案とも全員の賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案、第3号議案及び第4号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました、所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果について、ご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第5号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、労働費の失業対策費では、国庫補助事業の失業対策事業である特定地域開発就労事業が18年度をもって終息することから、就労者の自立を支援するための経費が計上されております。

次に、地域下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、歳出では、下水道施設改良基金積立金を80万円増額し、曙及び中鶴下水処理場の光熱水費を150万円、公課費を60万円減額しております。

歳入では、下水道使用料収入を120万円減額しております。

歳入歳出それぞれ129万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,700万円とするものでございます。

最後に、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、歳出の主なものを申し上げますと、流域下水道維持管理負担金、下水道使用料徴収事務委託金を増額し、流域下水道事業費負担金を減額しております。

歳入の主なものを申し上げますと、厳しい財政事情を考慮し、今回の補正で減債基金を取り崩し、基金繰入金を計上しております。

歳入歳出それぞれ1,180万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,354万円とするものでございます。

以上、3件につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をも

ちまして原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第1号議案から第7号議案までの平成18年度各会計補正予算7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第1号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成18年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において井上久雄君及び上村武郎君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 井 上 久 雄

議 員 上 村 武 郎

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員